三鷹市介護ロボット等導入支援事業補助金
申請の手引き

令和７年４月　作成
三鷹市健康福祉部介護保険課介護事業者指導係

１　対象事業所

三鷹市内に所在し、三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属している介護事業所

２　補助対象事業

⑴ 介護ロボット、介護ロボット通信機器等又は ICT 機器等（以下「介護ロボット等」という。）を導入することで、職員の負担軽減及び業務の効率化を図り、働きやすい職場環境を整備する事業

⑵ 見守り及びコミュニケーションを目的とした介護ロボット等を導入することで、在宅で介護サービスを利用する要介護者等（以下「介護サービス利用者」という。）が安心して日常生活を送れる環境を整備するとともに、利便性の向上を図る事業

３　補助対象機器

いずれの場合も、販売価格が公表されており、一般に購入できるものが対象です。

⑴ 介護ロボット

次のア・イの要件を満たす介護ロボットが対象になります。

ア　目的要件

次のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減や業務の効率化等に効果のあるもの

・移乗支援　・移動支援　・排せつ支援　・見守り、コミュニケーション
・入浴支援　・介護業務支援

イ　技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮するもの

⑵ 介護ロボット通信機器等

次の要件のいずれかを満たす機器、ソフトウェア又はサービスが対象になります。

ア　介護サービス利用者の状態の確認に使用される介護ロボット（以下「見守り支援介護ロボット」という。）をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「通信ネットワーク」という。）に接続することを可能とする機能を有する機器

イ　介護事業所において、職員が見守り支援介護ロボットの使用により得られた介護サービス利用者の状態に係る情報を他の職員に即時に伝達することを可能とする機能を有する機器

ウ　見守り支援介護ロボットの使用により得られる介護サービス利用者の状態に係る情報を取得し、かつ、職員が介護サービスを提供する場所で介護に係る記録を閲覧及び作成することを可能とする機能を有する機器

エ　見守り支援介護ロボットの使用により得られる介護サービス利用者の状態に係る情報を取得し、かつ、職員が介護に係る記録の作成、情報の共有及び報酬の請求に係る事務（以下「介護サービス事務」という。）を一貫して処理することを可能とする機能を有するソフトウェア（以下「介護ソフト」という。）

オ　介護サービス利用者の脈拍、呼吸、血圧及び体温（以下「脈拍等」という。）を測定することを可能とする機能を有する機器から当該機器が測定した情報を取得することがで

きるとともに、介護ソフトに当該情報を送信する機能を有し、かつ、衣類、腕又は首に装着することを可能とする機器

カ　見守り支援介護ロボットの使用により得られる介護サービス利用者の状態に係る情報を取得することができるとともに、介護ソフトに当該情報を送信することを可能とする機能を有する機器、ソフトウェア及び通信ネットワークを通じて介護サービスに関する情報又はソフトウェアを介護サービス事務の処理の用に供するサービス

⑶　ＩＣＴ機器等

次の要件のいずれかを満たす機器、ソフトウェア又はサービスであって、介護サービス利用者の個人情報を保護するための措置が講じられたものが対象になります。

ア　介護ソフト又は複数の介護ソフトを連携させることや既に導入済みの介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一貫したサービスとなる場合であって、次の要件を全て満たすもの

(ｱ) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）が、介護ソフトを導入する場合は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。

(ｲ) 当該介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない。）。また、研究開発製品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

イ　既に介護ソフトを導入している場合は、新たに導入するタブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、バックオフィス業務用のソフトウェアであること。また、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するもの等効果･効率的なコミュニケーションを図るためのインカム等も含みますが、業務に限定して使用するものに限ります。

※　導入を検討している介護ロボット等が補助の対象になるか不明な場合は、事前にお問い合わせください。

３　補助対象費用

(1) 補助対象となる費用

ア　介護ロボット

(ｱ) 介護ロボットの購入、リース又はレンタルに係る費用（導入初年度の費用に限る。）

(ｲ) 初期設定費用

(ｳ) 配送料

イ　介護ロボット通信機器等

(ｱ) 介護ロボット通信機器等の購入、リース又はレンタルに係る費用及び使用料（導入初年度の費用に限る。）

(ｲ) 初期設定費用

(ｳ) 配送料

ウ　ＩＣＴ機器等

(ｱ) ＩＣＴ機器等の購入、リース又はレンタルに係る費用及び使用料（導入初年度の費用に限る。）

(ｲ) 初期設定費用

(ｳ) 配送料

(ｴ) 介護サービス利用者の個人情報保護のため等に必要なセキュリティ対策費用

(2) 補助対象とならない費用

ア　補助金の交付決定前に購入、リース又はレンタルの契約を締結した介護ロボット等に係る費用

イ　本補助金と同趣旨の補助金、交付金等（以下「他の補助金」という。）の交付を受けている、又は受けることを予定している介護ロボット等に係る費用。ただし、他の補助金において、補助対象とされていない経費を除きます。

ウ　消費税及び地方消費税

エ　介護ロボット等のメンテナンス費及び通信費

オ　介護ロボット等の設置に係る建物の改修費

カ　その他市長が適当でないと認める費用

４　補助額

１介護事業所につき 50,000 円（補助対象費用が 50,000 円に満たない場合は、当該補助対象費用の額）を上限とします。

５　手続きの流れ

時期	申請者	市
介護ロボット等の導入予定日の 60 日前まで	(1)交付申請	
交付申請受付後 14 日程度		(2)交付決定
３月 31 日まで （補助対象年度の末日まで）　※	(3)介護ロボット等の導入	
次のいずれか早い日まで ・介護ロボット等導入後 30 日を経過した日 ・補助対象年度の末日（３月 31 日）まで	(4)実績報告	(5)交付額の確定
交付額の確定後	(6)補助金の請求	(7)支払い
介護ロボット等導入計画書に記載した効果測定を行う時期から介護ロボット等を導入した翌年度の末日（３月 31 日）まで	(8)導入効果の報告	

※　必ず補助対象年度内に導入してください。また、実績報告の時期を考慮したスケジュールでの導入をお願いします。

(1) 交付申請

次の書類を市へ提出してください。

【提出書類】

ア　様式第１号　三鷹市介護ロボット等導入支援事業補助金交付申請書

イ　介護ロボット等導入計画書

ウ　導入する介護ロボット等の見積書の写し

エ　導入する介護ロボット等のカタログ等

(2) 交付決定

市は、（１）での提出書類の内容を審査したうえで、適当と認める場合は「三鷹市介護ロボット等導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）」により、当該申請者に通知します。

(3) 介護ロボット等の導入

交付決定を受けた後、３月 31 日（補助対象年度の末日）までに介護ロボット等を導入してください。また、後述の実績報告の時期を考慮したスケジュールでの導入をお願いします。

(4) 実績報告

次の書類を市へ提出してください。

【提出書類】

ア　様式第７号　三鷹市介護ロボット等導入支援事業補助金実績報告書

イ　契約書等の写し

ウ　領収書又は支払が確認できる書類の写し

エ　導入した介護ロボット等の写真

⑸ 交付額の確定

市は（４）での提出書類の内容を審査したうえで、適当と認める場合は、「三鷹市介護ロボット等導入支援事業補助金交付額確定通知書（様式第８号）」により、補助金の額を確定し、補助対象者に通知します。

⑹ 補助金の請求

「三鷹市介護ロボット等導入支援事業補助金交付請求書（様式第９号）」により、市に確定した補助金額を請求してください。

⑺ 補助金の支払い

市は請求された金額を、補助対象事業所に支払います。

（8）導入効果の報告

「介護ロボット等導入計画書」に基づいて、当初期待していた効果について検証し、結果（業務効率化や職場改善等）の報告をお願いします。

【提出書類】

様式第６号　三鷹市介護ロボット等導入支援事業補助金に係る事業実施報告書

６　その他

⑴ 導入する介護ロボット等を決める際は、複数の製造業者又は販売代理店から見積書を取り、契約の相手方を合理的に選定してください。

⑵ 介護ロボット等導入に際しては、サービス利用者等へ介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて、十分な説明を行い、同意を得てください。

【問い合わせ・提出先】
三鷹市健康福祉部介護保険課介護事業者指導係
〒181-8555　三鷹市野崎 1-1-1
TEL 0422-29-8095